

理由

大韓民国及び中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）を原産地とする炭素鋼製突合せ溶接式継手に対して課している暫定的な不当廉売関税について、不当廉売の事実等に関する調査の完了に伴い、確定的な不当廉売関税とする必要があるからである。